

鳥取市議会 2020年4月臨時会 新型コロナウイルス感染症 対策に関する補正予算や国保から傷病手当金を支給するた めの条例改正などの9議案、賛成討論 日本共産党鳥取市議団 伊藤いく子議員

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第86号一般会計補正予算、議案第87号国保特別会計補正予算、議案第88号市立病院事業会計補正予算、議案第89号国保条例の一部改正について、以上4議案に賛成の立場で討論をおこないます。

今月10日と18日に新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以降、さらなる感染の防止、感染拡大の防止にご尽力されていることは承知をしていますが、引き続きの対応、対策をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が、さまざまな形で出ており、今後の見通しもわからない状況で、市民の命と健康、そして暮らしや営業を守る対策が待たれています。鳥取環境大学の授業料減免の対象要件を広げるための予算や制度融資の要望に応えるための予算など、必要な予算であると考えます。

しかしながら、まだまだ対策は不十分です。本日の文教経済委員会で、東部地域の飲食店の方々からの要望の声が紹介されたと聞きました。営業を守る立場で、市独自の緊急対策が求められています。国の緊急対策に応じることはもちろんのこと、市独自の施策も打ち出してくださいよう求めます。

次に、市立病院事業会計補正予算は、エクモの購入費用が含まれています。その使用にあたっては、高度な技術と経験が求められると聞いています。実際に使われる場合に備え、感染防止の強化と何より人的体制の強化が必要です。そのための手立てを取ることを求めます。

そして、国保特別会計一般会計及び国保条例の一部改正についてです。

国保法第58条第2項では、条例等に定めることで傷病手当金を支給することができるとうたってはいるものの、任意給付であるため、実施している自治体はありませんでした。

今回提案されたこの2つの議案によって、新型コロナウイルスに感染もしくは発熱等があり、感染の疑いがある場合という限られたものではありますが、本市においても国保から傷病手当金が支給されることとなります。

このことは、仕事を休める環境をつくること、そして感染拡大の防止の点からも大変意味のあることだと考えます。

しかしながら、今回の傷病手当金の対象は、雇用されている人に限定されています。国保加入者には、個人事業主や家族専従者もいます。本会議での質疑では、家族専従者について、国へ問い合わせ中で回答待ちであるという答弁でした。

また、濃厚接触者が自宅待機をすることになっても、発熱等がなければ傷病手当金の対象とはならないとのことでした。

しかし、国は、国の定める範囲を超えて支給することを認めています。その分は国からの財政支援はありませんが、本市には16億円の国保基金があります。基金の活用で、個人事業主や家族専従者など、今の国の基準からはみ出る人も対象にすることが必要です。

このような課題はありますが、国保の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染から市民の命と健康を守る上で、重要な取り組みであることから、今後、対象者を拡大することを求めて、以上4議案に対する賛成討論とします。